

前文について

第16回市民懇談会資料

【案1】

私たち南相馬市市民は、伝統ある相馬野馬追いを誇りとし、みんなの知恵と力を集めて飢饉・明治維新・昭和の戦争・戦後の混乱を乗り越えてまちの復興を果たしてきました。これからも、知恵と力と、山・川・海の豊かな自然が人々の心をひとつにつなぎ豊かな市民生活を営んでいくことを願っています。

今、地方分権・地域主権の時代を迎えるにあたって市民が市政にどのように関わっていくべきか私たち市民も自ら考え行動する時代になりました。地方自治とは、本来そこに暮らす住民のためにあるもので、地域のことは住民自らが責任をもって決めていくことが基本であり、市は市民の信託にこたえきめ細やかな市政を行わなければなりません。

市民は、ひとりひとりの人権が尊重された民主的な社会に生存し、文化的な生活を営む権利を有しており、行政サービスと市民相互の助け合いによって安心して安全な暮らし、豊かな情操が養われる生活、きめこまやかな福祉の徹底などを求めています。これらを保障するためには、市民の行政への参画、行政との協働、情報の公開と共有などの自治の基本ルールと仕組みが必要です。そのために、私たちは、市民主体の自治のまち南相馬市をつくるための「市民自治条例」を制定します。

註1：いちいち例をあげなくてもいいと思うが・・・

註2：南相馬市のキャッチフレーズであり少々長いがいれるのも良いかと・・・

註3：市の歴史から書き始めた

【案2】

今、地方分権・地域主権の時代を迎えるにあたって市民が市政にどのように関わっていくべきか私たち市民も自ら考え行動する時代になりました。地方自治とは、本来そこに暮らす住民のためにあるもので、地域のことは住民自らが責任をもって決めていくことが基本であり、市は市民の信託にこたえきめ細やかな市政を行わなければなりません。

私たち市民は、ひとりひとりの人権が尊重された民主的な社会に生存し、文化的な生活を営む権利を有しており、行政サービスと市民相互の助け合いによって安心して安全な暮らし、豊かな情操が養われる生活、きめ細やかな福祉の徹

底などを求めています。これらを保障するためには、市民の行政への参画、行政との協働、情報の公開と共有など自治の基本ルールと仕組みが必要です。

南相馬市民は、伝統ある相馬野馬追祭を誇りとし、歴史のなかで市民の知恵と力を出し合って生きてきました。ここに市民の知恵と力と豊かな自然とが市民の心をひとつにつなぎ新たな地方の時代を築いていくことを宣言し、市民主体の自治のまち南相馬市をめざして「南相馬市市民自治条例」を制定します。

註1：案1と前後を逆にした。

註2：案1のこの部分を歴史のなかと表現した。

註3：案1のこの部分を豊かな自然と表現した。

【案3】

私たちのまち南相馬市は旧原町市、小高町、鹿島町が平成18年1月に合併して誕生しました。東に海を抱き西には山を背負う温暖な風土や先人たちの努力が、相馬野馬追や各地区の様々な伝統文化を育み、豊かな自然環境を築いてきました。

私たちはこれらを大切にしながら、平和を愛し一人ひとりの人権が守られ、芸術文化を享受し多様な価値観を認め合え、安心・安全な南相馬市であるためのまちづくりをすることが必要です。今市民が自らの権利と責務を自覚し、市と対等な立場で協働しあうまちづくりを進める自治のあり方が求められています。

この条例は自治の理念とその基本を定め「いつまでも愛着を持って居心地よく過ごす事のできる南相馬市」を実現するためのしくみを整えるものです。

私たちのまちづくりのための最高規範として、ここに南相馬市自治基本条例を定めます。

【案4】

南相馬市は阿武隈山系から太平洋に至る山岳、丘陵、平地及び河川に有機的に拓かれた、生産、流通、居住その他諸活動の集積地として、豊かな自然の恵みを生かしかつ、伝統ある相馬野馬追と報徳の精神に象徴される文化を継承しつつ、産業、経済、文化の地域拠点として重要な位置を占めている。

私たち市民は、この地域社会にあって、わが国土の一端を荷ひつつ、自治体の使命とする住民福祉の向上を目指し、相互の信頼と協力に基づき地域経済の

振興と学術、文化、教育の向上をはかり、智識と道義善意の具わる地域社会を形成し、発展させ、これを将来に継承することを命題とする。

ここに、これらを課題として市民のための市政を目的として、その運営の根幹を定める。

【案5】

南相馬市は 1000 年の伝統文化を誇る相馬野馬追や報徳仕法に見られる至誠の精神を持ち四季折々の美しい自然に恵まれています。これらを次の世代に残し伝え、いつまでも心地よく暮らしていけるまちにすることは、基本は助け合い、支えあう心を大切に、お互いの信頼関係をきずき、思いやりの心を持っていくことが必要です。

私達市民は、明るく活気が有り希望の持てる安全で安心なまちを目ざして、市民参加の協働のまちづくりを進めて行くために、この条例を制定します。

【案6】

南相馬市は、豊かな自然に恵まれ、相馬野馬追い等、各地区の様々な伝統文化を育み、地域社会を築いてきました

私達は現在、地域主権・自ら考え行動する時代・を迎え、先人の経験を生かし、希望に満ち、安全で安心して暮らし続けいく事ができ、市民の持つ豊かな文化（知識・経験・創造性）を十分に生かせる・まち・であってほしいとの願いから まちづくりの基本ルール「南相馬市じち基本条令」を制定します。

- * 合併についても入れた方が良かったとも思いましたが長くなるので、
- * 地方分権という言葉を使わなかったのは、地域主権の方が市民主体のイメージが伝わりやすいと感じたのとなるべく短い文章にしたかった為
- * 南相馬市じち基本条令・漢字に挟まれた、かな文字[じち]は、観えかた、レタリングによっては、手を差し上げ微笑む人にも見え、制度の中で、ゆれつつ前進する私たちを暗喩してるかの様だ！と感じた為です

【案7】

私たちが私たちのために出来ることを、それがまちづくりの基本です。

同じ土地に住む人々を心から思いやり、ここに住んで良かったと言われる市(まち)「みなみそうま」。

一人一人が生き生きとした気持ちで過ごせる市(まち)「みなみそうま」。

毎日が楽しく、活気のある市(まち)「みなみそうま」

豊かな生活は、市民の心がけによって生まれます。

私たちの未来をより良いものへするために、一緒に「みなみそうま」を築きましょう。

この条例には、「みなみそうま」の願い(優しさが)こめられています。

【案8】

地方分権・地域主権の時代を迎えて、市民が市政にどのように関わっていくべきかを市民自身が考えて行動する時代になりました。地方自治は本来そこに暮らす住民のためのものであり、市民は、自らの権利と責務を自覚し、議会及び執行機関は、市民の信託にこたえきめ細やかな市政を行わなければなりません。市の理想的な姿、市民の願いを具現化するまちづくりには、市民と市が対等な立場で協働する自治の基本が必要です。

南相馬市民は、歴史の節目節目に人々の知恵と力で乗り切ってきた歴史をもっています。この条例は、自治の理念と基本を定め、豊かな自然に育まれた市民の知恵と連帯で新たな地方の時代を築こうとするものであり、ここに市民主体の自治のまち「南相馬市自治基本条例」を定めます。

【案9】

自治基本条例は、南相馬市の自治に関する方向性を示したものである。基本条例である以上、他の条例を制定していく上では、基本条例との整合に心がけねばならない。

市民生活を安定させ、安全で安心できる生活を第一に考え、全組織が一体となって進めるべきものである。

【案 10】

○案 1、2 に加筆

市民ひとりひとりの人権が尊重された平和で民主的な…

○平和と最高規範の文言が入っている

私たちの南相馬市は、旧原町市、小高町、鹿島町が…